


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 24 年 3 月 // 日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名 ¹			
愛知県有限会社都築産業によるバイオディーゼル転換を用いた温室効果ガス排出削減事業			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	有限会社 都築産業		
住所	愛知県安城市箕輪町東山 102 番地 5		
代表者氏名	都築 勉	代表者役職	代表取締役
担当者氏名	西川俊彦	担当者 所属部署・役職	BDF環境事業部 営業部長
担当者 E-mail	Toshihiko1043@hotmail.com	担当者電話番号	0566-74-1119
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	有限会社 都築産業		
プロジェクト参加者名	有限会社 都築産業		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	有限会社 都築産業		
	以下のうち当てはまる項目に☑ ☑ 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 ☑ 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 ☑ 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	SGSジャパン株式会社		

¹ プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報	
プロジェクト概要 ²	<p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>プロジェクトの主体者である有限会社都築産業は、平成 6 年 9 月より一般貨物自動車運送事業を開業、主にトヨタ自動車の自動車部品輸送を行っている。</p> <p>これまで、全日本トラック協会実施の「Gマーク制度（貨物自動車運送事業安全性評価事業）」の安全性優良事業所認定や、交通エコロジー・モビリティ財団推進の「グリーン経営」認証などを取得し、安全で環境にやさしい運送事業者を目指している。</p> <p>これまでも自動車からの排出ガスによる地球温暖化、大気汚染を防止するため、エコドライブの実践を推進してきたが、さらなる温室効果ガス削減を目的として、平成 20 年 12 月よりバイオディーゼル燃料の購入を始め、平成 21 年 4 月に自社バイオ燃料製造プラントを建設、同年 6 月より製造を開始し保有車両 127 両のうち、20 台の輸送用トラックに化石燃料（軽油）から BDF 100%（B100）に代替することによる大幅な CO2 削減を達成する。バイオディーゼル製造の原料となる廃植物油に関しても、トヨタ自動車関連工場などの社員食堂、地元企業より調達しており、運送事業者としては荷主から発生した原材料を使用して BDF 製造を行い、それを使用した車両がその荷主の製品輸送を行うという点で、非常に理解しやすい形になり、BDF 工場見学なども数回行うなど荷主の関心も高い事業である。</p> <p>本事業により取得したクレジットも荷主への提供を目指し、オフセットに利用することでさらなる活性化を図りたいと考える。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>【条件 1】 BDF の原料となる廃植物油は、トヨタ紡織(株)、トヨタ車体(株)、保養施設、寮、研修センターなどの食堂、西三河地区のスーパー、飲食店、弁当屋などから当社が回収しており、すべて国内で発生した植物性の廃植物油である。</p> <p>【条件 2】 当社の BDF 製造方式は、メタノールを用いたエステル交換方式である。</p> <p>【条件 3】 本事業により BDF へ代替される車両は、すべて軽油を燃料としている。</p> <p>【条件 4】 <u>②軽油と混合しないバイオディーゼル燃料を製造・利用する場合</u> 製造されたバイオディーゼル燃料を利用する車両は当社保有車両であり、すべて管理下におかれている。 当社は平成 22 年から「全国バイオディーゼル利用推進協議会」法人会員であり、「協議会モニタリング規格」を満たしている。</p> <p>【条件 5】 本事業に使用する車両は、有限会社都築産業が適切に管理する「道路運送車両法」に規定される公道を走行する車両である</p> <p>【法令遵守状況】</p> <p>○道路運送車両法 道路運送車両法の「自動車検査業務等実施要領」が一部改定され、車検証の備考欄に「廃食用油燃料併用」又は「バイオディーゼル 100%燃料併用」と記載事項の届出を行い、運行しています。</p> <p>○消防法 少量危険物貯蔵施設。平成 21 年 5 月 27 日届出済み。</p>

	<p>○大気汚染防止法</p> <p>○水質汚濁防止法</p> <p>○騒音規制法</p> <p>○振動規制法</p> <p>○景観法</p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>○環境影響評価法</p> <p>○建築基準法</p> <p>【採用技術】</p> <p>バイオディーゼル燃料精製機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器の名称：廃食用油燃料製造装置 「G B D F 400F」改造仕様 ・機器のメーカー名：株式会社ゲットプロ <p>【モニタリング方法】</p> <p>化石燃料と混合しないバイオディーゼル燃料給油量：(2011/1～2012/3 まではC、2012/4～2013/3 まではB)</p> <p>廃食用油の収集運搬：ガソリン消費量 (A-1) 軽油消費量 (2011/1/1～2011/8/31まではB、2011/9～2013/3まではC)</p> <p>バイオディーゼル燃料の製造時：電力量 (2011/1/1～2012/3まではA-1、2012年4月～2013年3月まではB)</p> <p>メタノール消費量：(A-1)</p> <p>発熱量・排出係数：BDF 品質規格への適合 (実測)、電力排出係数、その他はデフォルト値を使用</p> <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】</p> <p>方法論に完全に準拠</p> <p>【モニタリング体制】</p> <p>内部監査員 (代表取締役 都築 勉) プロジェクト責任者 (B D F 環境事業部 西川俊彦)、B D F 使用車両担当 (部長 杉浦正紀)、B D F 製造担当 (B D F 環境事業部 川崎 豊)、廃食用油収集担当 (B D F 環境事業部 佐藤道恵)、車両の使用者 (各乗務員)</p> <p>【QA / QC 体制】</p> <p>教育訓練、情報の保管、データの確認、内部監査、測定機器の維持・管理を適切に実施</p>
プロジェクト実施場所	愛知県安城市箕輪町東山 85 番地 5
<small><方法論 R001・R002・R003 のみ></small> プロジェクト対象面積	該当なし
プロジェクト期間	2009 年 9 月 1 日 ～2020 年 3 月 31 日 (10 年 7 ヶ月)
クレジット期間	2011 年 1 月 1 日 ～ 2013 年 3 月 31 日

プロジェクト計画開始 届提出日		平成23年12月28日					
妥当性確認終了日		2012年3月11日					
想定削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計 ³
	t-CO2			57	340	340	737
適用モニタリング方法 ガイドライン		オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (排出削減プロジェクト用) ver. 3.0					
適用方法論		方法論番号	No. E004 Ver. 6.0				
		方法論名称	廃食用油由来のバイオディーゼル燃料の車両等における利用				
ダブルカウントの防止措置							
ダブルカウントの防止 の措置を講ずる事業 者		(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)					印

<p>ダブルカウントの防 止措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p>■類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p>□ 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p>■当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p>□ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
----------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: _____

出版物 (環境報告書/定期刊行物)

その他 具体的に: _____

■ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

■ 公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

備考欄

以上